

第19回西和賀町議会定例会

令和8年3月4日（水）

午前10時00分 開 議

副議長 高橋雅一議長から欠席、高橋到君から遅刻の届出があり、これを受理しています。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わって私、副議長の刈田敏が議長の職を行います。

出席議員数は10名であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

内記町長及び柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

本日も開会前の抽せんにて決定した登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順2番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。本日の一般質問、

最初に行います高橋宏です。よろしくお願いいたします。

本日私の一般質問は、介護保険サービスのあり方について、1点であります。議会の総務教民常任委員会のほうで令和7年度は介護保険施設を視察し、意見交換を行ってまいりました。その中で、介護保険制度導入後、少子高齢化の進行によって制度の持続性が懸念されている中、2040年に85歳以上の人口が急増して生産年齢は減少する、この状況を見据えて、国ではこの課題に対して方向性を示しているというお話を介護施設回っているときにいただきまして、また詳しい資料も頂きました。それを拝見しての今日の質問になるわけですが、私、一般質問で介護保険について質問を取り上げるのは初めてです。

というのは、介護保険について先ほど言われたような問題意識がなかったわけではないですが、やはりいわゆる専門外といえますか、介護保険については専門用語等いろいろ難しい面がありまして、質問までなかなか行けなかったなという部分もあったのですが、先ほど申し上げたようなことがあって、いい機会ですので、このことについて町の体制を質問し、これからの町の方向性に何かしら役に立てばなと思ひまして、今日の質問に至りました。

なお、やはりまだまだ、いろいろ資料は見てきたのですが、勉強不足の点が出てくると思ひますけれども、寛容な心を持って回答していただければと思ひますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問していきます。
最初に、地域包括ケアシステムの深化についてです。地域包括ケアシステムについて、本町では医療、介護、介護予防については行政主導で充実していると思われれます。旧沢内村時代から、この点では他市町村に先駆けて、今合併後も充実した活動をしているのではないかなというふうに理解しています。

一方、住まい、生活支援について現状どのように行われているか、特に除雪支援対応について伺います。よろしくをお願いします。

副議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議、よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。お答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、高齢者及び障害者などが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、住まい、医療、介護、予防、生活支援を地域全体で提供する仕組みです。

本町における住まいに関する支援については、介護保険制度における住宅改修や県補助金を活用した高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業、町単独事業の住まいづくり応援事業などにより、バリアフリー等に対する支援を行っています。

また、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす専門職である生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民が主体となってサロンや日常生活支援事業を行うB型サロンを実施している地域で、除雪や見守り、外出支援などの日常生活支援活動をしていただく取組も支援しております。

引き続き、町、民間事業所、町民等が一体となって、地域特性に応じた地域包括ケアシ

ステムを深化させてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。それでは、除雪支援の対応についてお答えいたします。

冬期間における安心、安全な地域の生活の維持を図るため、地域づくり組織における地域内の高齢者世帯等及び公共的な施設の除排雪活動の推進に向け、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金及び自治総合センターコミュニティ事業助成金を財源とし、地域づくり組織が除雪機械を購入する経費に対し支援を行いました。

また、令和6年度からは、先ほど説明しました除雪機の維持、管理及び除排雪活動に要する経費に対し支援を行っております。

このほかには、高齢者等世帯や公共的な施設の除雪活動を行う地域づくり組織及び除雪ボランティアに除雪機等を貸与し、冬期間における安心、安全な地域生活の維持を図ることを目的とする地域支え合い除雪支援活動事業を令和5年1月から実施しています。

令和5年度まで健康福祉課のほうで実施をしておりました福祉除雪制度を見直しをしまして、令和6年度から高齢者世帯等雪下ろし費用助成事業を行い、町内に在住する町民税非課税世帯または町民税均等割のみ課税世帯の高齢者や障害者世帯の雪下ろし費用等の一部を助成し、負担軽減に向けた取組を行っております。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。

最初のほうの住まいの対応について、バリアフリー対応などということが今話されたのですけれども、こういう場合、バリアフリー対応など改修の申請に対して全て応じられている状況なのかという点が1点と、あとは除雪に関して今説明があったように、福祉除雪

から高齢者の雪下ろしに関して補助しているということなのですけれども、雪下ろしの補助に関して上限が幾らなのか、あとは雪下ろしに関してですけれども、これは当然いわゆる一般の方ではなくて業者さんが限定で、業者さんにやっていただいたので、そのうちの費用これぐらいは補助しますというふうな体制なのか、その点についてお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 住宅改修についてお答えいたします。

介護保険制度の住宅改修については、まず要支援認定や要介護認定を受けた方が対象となりますが、その方々が申請していただいて、審査して、上限費用が20万分の2割と、まず内容を審査して対応しているところです。

以上です。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 雪下ろし費用の助成についてお答えいたします。

上限金額ですけれども、町民税非課税世帯につきましても対象経費2分の1としておりまして、1回当たりの上限額が2万5,000円、そして町民税均等割のみ課税世帯の方につきましても対象経費の3分の1で、1回当たりの上限額が2万円となっております。それぞれ年2回の助成ができるということと、あとは雪が降ったときに雪害対策本部が設置された際には、年3回まで助成できるという形の制度設計となっております。

もう一つ、業者につきまして、雪下ろし対応業者ということで、雪下ろしの制度がスタートする12月前に、11月にそれぞれ業者のほうにこちらのほうで確認をいたしまして、町内の受けることが可能だというふうにお返事をいただいた業者の方々の一覧を作成して、チラシに盛り込んで全戸配布して周知しているところになります。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 すみません。先ほどの介護保険の住宅改修について、20万円の上限に2割と答弁しましたけれども、所得によって2割、3割とありますので、上限に利用者負担分を除いた額が支給されると訂正させていただきます。よろしくお祈いします。

副議長 高橋宏君。

8番 重ねてになりますけれども、申請された方には全て今のような制度で交付されているのかという点と、除雪のほうも申込みのあった方には全てと申しますか、応えられているのかという点についてお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

申請した方には今まで交付しております。以上です。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 雪下ろしの助成費用につきましては、町民税の非課税世帯と均等割の課税世帯のみということになりますので、中には、申請した際に課税世帯という方に関しては、申し訳ないですけれども、助成対象ではないということでお断りをしているところではありますが、一応対象の世帯の方々に対しては全員対象として支給をしているところになります。

副議長 高橋宏君。

8番 議会では、定例議会始まる前に議会報告会を町内6か所で行いました。その中でいろいろ除雪に関する要望等も出たのですけれども、ある地区では隣が空き家で、結局空き家のために雪下ろしができないと。雪が積もっていて、自分のうちにいつ来るか、とても不安で、結果的にはお子さんのところに避難したというか、結局そこも空き家になったというような話がされました。

今町の行っている雪下ろしに関しては、非課税世帯等々の条件があって、全てに対応はできないかもしれないのですけれども、先ほ

どの話からも考えて、やっぱり空き家対策。空き家になる最終的な判断は、除雪ができなくなったからやっぱり町を出ていくしかないかなというのが非常に多いのではないかなと思っています。

そういう意味で、条件を設けるのは当然なのですがけれども、町では除雪担当というものを置いたというふうに聞いていますので、そういう部分で何とか空き家を防ぐというような観点からも、除雪支援という部分についてももう少し対策を取っていくというような検討をされていないのか、お伺いします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 今ちょっと前段でお話がありました空き家の対応についてですけれども、実際町民の方から空き家が危険だということで、例えば通学路であったりということで、空き家からの雪が落ちることで危険だということでもちょっとお電話をいただいて、町のほうから空き家の所有の方にご連絡をさせていただいて、対応していただくようお願いをした経緯もありますし、またかかる費用を所有者の方がお支払いするという前提の下で町のほうで業者をお願いをして、空き家の除雪をしていただくというような形も対応したようなこともありますので、もし空き家の除雪等、雪下ろし等で危険な際には、また企画財政課のほうにご相談いただければなと思います。

そして、高齢者等の雪下ろしについては、今制度スタートしたばかりですので、もう少し状況を踏まえて検討してまいりたいと考えておりますし、また地域での対応も少し取組を始めたところですので、また地域のほうでの様々な町の助成事業をちょっと活用させていただいて、地域のほうでも少し検討等を踏まえていただけると助かりますというか幸いです。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。なかなかすぐに解決する問題ではないですけれども、先ほど言いましたように除雪の担当も置いていただいたということで、課を超えた横断的な対応をこれからも考えて支援していただきたいと思えます。

次の項目に入ります。住民主体の活動、通いの場としてA型、B型サロンが行われていると思えますけれども、普及に課題があるのかについてお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

町では現在、地区集会所等を利用した集いの場づくりを支援しております。サロン活動を事業所に委託して行う集いの場をA型サロン、地域住民が主体となってサロンや日常生活支援事業を行う地域に補助金を交付して行う集いの場をB型サロンと呼んでおります。

また、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会へ委託し、地域資源の発掘及び新規活動地区の立ち上げやB型サロン開催団体の活動支援等を担っていただいております。生活支援コーディネーターとの打合せを年4回実施し、課題等について話し合っておりますが、令和5年度に新規地区として湯之沢地区と白木野地区の2地区が、令和6年度に若畑地区の1地区が増えており、普及の点では順調と捉えておりますが、地域の人材や資源が限られており、マンパワー不足が継続の点で課題であると認識しております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 サロン活動をする地域が増えているということで、その点では非常にいいことだなと思えますけれども、一般的に今マンパワー不足というような話がありました。いろんな面で人手不足ということだと思えるのですが、支える側の高齢化というようなことも考えられます。

あと、いわゆる一般的になのですけれども、参加者が偏っているというふうに言われています。特に男性の方の参加についても課題があって、様々他地域などではというふうな話もあるので、西和賀町において参加者がちょっと偏っているという点はないのでしょうか。お伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 サロン活動については、全体を通して女性のほうが多いというのは一般的ですけれども、地区によっては男性のほうが多いという地区もあります。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。全体的に地域は増えているということですので、その中に男性の方も参加しやすいような活動を、コーディネーターさんもいらっしゃるということですので、その辺も考慮しながら進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。認知症支援インフォーマルなサービスとして、住民、地域の包括支援の基盤をつくる必要があるとされていますけれども、本町の取組ということで、インフォーマルというの、私もいろいろ調べてみたのですが、いわゆる介護制度に頼らない、家族、友人、住民ボランティアによる無償、自由契約の支援ということで、対義語としてフォーマルケアな支援、介護サービスということがあるというふうに書かれています。インフォーマルなサービスについて、本町の取組状況について伺います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

認知症支援におけるインフォーマルなサービスについては、先ほど高橋議員がおっしゃったように、家族、親族や友人など地域住民やボランティア団体が提供する見守り活動や、趣味や交流を楽しむ場を提供する活動、掃除や買物などの家庭内の軽作業の手伝いなどが

ありますが、本町では誰でも参加できる場所として認知症カフェを月に1回開催しております。認知症ご本人にも参加いただきながら、認知症を知るだけでなく、地域とのつながりの場になることを目指して活動しております。

さらに、道に迷って自分がどこにいるのかわからなくなり、万が一方向不明になったときに早期に発見するためのネットワークとして、令和3年度に認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業を立ち上げておりますが、警察をはじめ地域の協力機関との連携が図られるよう、今後事業の周知に一層取り組んでいきたいと考えているところです。

認知症への理解は現状として、認知症になると何も分からなくなり、できなくなるという考えが根強く残っており、家族のみならず地域としても認知症を受け入れることがまだまだ難しい状況であると考えております。

急速な高齢化の進展に伴い、2040年には3人に1人が認知症または軽度認知障害になると見込まれています。年齢にかかわらず、誰もが認知症になり得るという状況から、自分事として正しく理解する必要があると考え、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解の普及に努めております。

具体的には、町内小中学校や西和賀高校のうち希望のあった学校に出向き、認知症講座を実施しているほか、生涯学習課と共催の町民大学講座、地域サロンでも認知症地域支援推進員によるミニ講話等を実施しております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。今回介護施設を歩いている中で、認知症の支援の施設も歩きました。その中で施設の方からの話の中では、認知症の人たちの心の中とか、やっぱりそれは家庭にあるというふうに言われました。私、親を施設に預けている身としては、なかなかちょっと身につまされる思いもさせ

られたのですけれども、今言われましたようなインフォーマルなサービスというのは本当に必要だなというふうに思います。

いわゆるもともとのフォーマルサービスとインフォーマルサービスをつなげたことで、今言われましたような認知症の方々の支援につながると思うのですけれども、フォーマルケアとインフォーマルをつなぐという点は、今答弁されたことと重なる部分がほとんどだと思うのですけれども、フォーマルケアとインフォーマルの部分をつなぐための施策的な部分が加えてあれば、お伺いしたいと思いません。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

フォーマルサービスもインフォーマルサービスも、どちらもベースに認知症に対する理解が正しくなければ、まずつながらないと思いますので、その普及のところから広げていって、つなげていきたいと考えております。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。今3人に1人がなるというふうなデータというのがあるということで、自分もその3人のうちの1人に入らないような努力をしていきたいなど改めて思うところではありますが、次の質問に移りたいと思います。

多職種連携と生活支援の重視ということで、地域の現状や将来設計をする場合、それを可視化する地域包括ケア「見える化」システムの活用が重要視されております。システム運用は行政主導と思われそうですが、民間等に情報を流し、課題を共有する体制づくりが必要になると思われそうですが、本町の取組について伺います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

地域包括ケア「見える化」システムは、都

道府県、市町村における介護保険事業計画の策定、実行を総合的に支援するための情報システムです。主に介護保険に関する情報が一元化され、グラフ等を用いた形で提供されています。

本町においても「見える化」システムを活用し、人口や要介護認定者数、介護サービスの利用などの将来推計を参考に介護保険事業計画を策定しているほか、他の自治体との比較等による現状分析を行っています。

西和賀町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画管理運営委員会に有識者として町内の介護サービス事業所から委員として参加いただき、「見える化」システムを活用して作成した将来推計や現状分析などをお示しし、情報や課題を共有しているところです。

また、町内の医療、介護、福祉等関係機関等で組織する地域ケア推進会議においても、「見える化」システムによる町の現状、将来推計の資料を提供し、地域課題等の共有と政策形成に向けた検討を行っています。

今後も関係機関との情報共有を図りながら、地域課題解決に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。

担当の方々との話し合いを続けているということなのですが、「見える化」システムについて私、詳しく見たことがないので、何とも言えないのですが、「見える化」システムに出されているデータというのはある程度過去のデータということで、リアルタイムに健康状態とか生活ニーズの現状を捉えていないのではないかなというようにも聞かれますので、そういう点についてはどうなるかということと、あとは今説明ありましたように、グラフ化されたデータなどが出てくるということなのですが、結局データに

関して全員が同じような問題意識を持たないと、ただデータ出しましたという、データ見ましたというだけですと次のステップに進まないと思うのですけれども、グラフ化などされた数値を見て、いわゆる課題について共通認識を持つような対策が取られているかについてお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

「見える化」システムについては、認定率とか給付状況が見られるのですけれども、そちらについてはやはりリアルタイムではなく、3か月から4か月とか、そのようなタイムラグはあります。

また、データを見ての課題の共有ですけれども、認定率や給付など県平均よりも上回っているなということを課題として、そちらについては今後予防に力を入れていきたいなというふうに会議等では話しておるところです。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 その都度、データとか見たときにいろんなデータの変化があると思うのですけれども、データを見たときに全員で前からこういうふうに変ってきたよとか、そういうところでの共通認識、データをどう理解して、どう持っていくましようみたいなところまでやられているのかということでの質問だったのですけれども。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

計画策定の際に、まずこちらのデータを基に計画を策定しているので、そちらのほうは共有して見ていると捉えております。

副議長 高橋宏君。

8番 引き続き、そのような点に留意しながら進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。地域特性に応じた提供体制の構築ということで、(1)番、居宅

介護サービスとしての訪問看護事業所が本町では1か所しかありません。訪問看護サービス利用者の選択肢がなくなりつつあるのではないかと思うのですけれども、その点についてと、また国の検討会の資料を見ますと、地域において先ほど言ったようなサービスの主体を担う事業者が少なくなった場合は、市町村自らが行うことを検討するというふうにあるのですけれども、本町のそういう検討の状況について伺います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

本町における訪問看護事業所は、令和5年9月に1事業所が廃止して以降、町立西和賀さわうち病院の1事業所のみとなっております。

これまでにサービス提供事業所の変更に關しての相談や苦情は受けておらず、大きな影響はないと受け止めております。

また、厚生労働省が設置した「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のまとめにおいて記された市町村自らが行う直接的な事業については、まだ具体の方向性が示されていないことから、本町では検討には至っておりません。

以上です。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。

訪問介護は1か所、さわうち病院ということで、訪問看護についても1か所だと思っておりますけれども、同様にそういう利用者の選択肢がなくなりつつあるのか、あとは国の検討会で言われたようなことに対する検討は行われているのかお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

本町における訪問介護事業所は、令和6年10月末に1事業所が休止して以降、町内1事業所のみとなっております。

町内の指定訪問介護事業所が1つになったことで、サービスを受けていた方が受けられなくなることを懸念しておりましたが、サービス提供事業所間で引継ぎを兼ねて同行訪問を実施するなど、利用者個々の心情配慮に努めていただくなど適切に連携していただいたことで、サービスを利用していた方は全て支援を継続しております。

また、町では、この件に関しての相談や苦情は受けておらず、大きな影響はないと受け止めております。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。現状そのように困ったというような声が出ていないということで、残った1事業所の皆さんには頑張っていたいただきたいと思います。

特に訪問看護に関しては、この制度ができたときに様々他市町村からもいわゆる回数だけで試算するというか、介護する方的人数で事業所の利益を計算していくというような方式だと、事業所自体がやっていけないというような話があったと思います。国の検討会の中でも、こういう特に西和賀みたいな広い地域の中で、そういう利用者的人数だけで事業所の採算といいますか、合わせていくのは非常に厳しいことだと思います。

担当として様々会議に行くことが多いと思うのですが、やはり西和賀町のような広い地域では、単に利用者的人数だけではなく、距離も加味した中でこういうサービスを行うというような要望もしていくべきと思うのですが、その点についてどのようにお考えかお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まだ距離等については検討しておりませんので、事業所の実績等を把握して今後対応したいと考えております。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。訪問看護につ

いても、非常に厳しい事業所が多いと聞いておりますので、本町でもサービスが続けられるような体制を取っていただきたいと思いません。

次の質問に入ります。本町にも様々な介護施設がありますけれども、住民の多様なニーズに応えられていると考えているか。

また、施設の集約化への国の支援もあるようですけれども、町の現状と考えということで、介護施設を歩いて、素人考えといいますか、ざっくりと介護老人保健施設が町内では1か所で、介護老人福祉施設が2か所、その他小規模多機能、認知症対応型が3施設、訪問介護、通所サービス等をやっているところが1か所と、先ほどありました訪問看護が1か所というような体制だと思うのですが、現在の体制で町民のこういう様々なニーズに応えられる体制になっている現状でしょうか。お伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 答えいたします。

本町には入所施設、通所施設、訪問事業所など6つの法人により、様々なサービスを提供していただいております。

入所サービス、宿泊サービス以外では夜間対応型のサービスがないなど、全てのニーズには対応し切れてはおりませんが、各種サービスを組み合わせるなどし、必要なサービスを提供していただいていると考えています。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。施設の集約化に関してですけれども、町内の施設を歩いたときに、先ほど言いました介護老人福祉施設が2か所ありまして、現在話の中では介護老人福祉施設の2か所を集約していかなければというような話合いがされているというふうに聞いているのですが、それに対して国の支援もあるようです。町として、施設の集約に関して現状どのような対応をされてい

るのかお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

施設の集約化に関してですが、町では高齢者及び介護保険事業計画を策定し、人口推計や介護保険の認定者数の推移及びサービスごとの給付の見込みなどを示しています。計画の策定に当たっては、有識者として町内の介護サービス事業所から委員として参加いただき、情報の共有と意見を集約しているところです。

今後は、介護ニーズと受皿となる施設等の規模、サービス提供体制のバランスを保つことが必要と認識しております。

引き続き、随時各事業所と情報共有及び意見交換をし、時代のニーズの変化に対応した介護福祉サービスの提供を推進してまいりたいと思います。

副議長 高橋宏君。

8番 訪問したときには、かなり施設としては切迫した状態といいますか、今のままではやっていけなくなるというような話だったのですけれども、そういうふうに取り扱ったのですけれども、町としてはそこまでの認識ではないというか、そういうことなのかという、ちょっと認識のずれが私としてはあるのですけれども、町としての認識はそこまで切迫して、すぐ来年、再来年に集約しなければいけないという状況ではないというふうに捉えていいのでしょうか。

副議長 町長。

町長 お答えいたします。

1年、2年でまでは、私自身としては捉えておりませんが、中長期的に介護保険制度をめぐる状況、あるいは人口の問題とか地域事情、先ほどの広いとかいろいろな面からすると、そういう困難が予想されるということはお伺いしておりますし、それに向けて、町としての役割をどういうふうに果たせるか

というふうなことでの意見交換等はさせていただいているというふうに認識しております。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。引き続き、現場との連絡等、密接にさせていただければと思います。

次の質問に移ります。制度の持続性確保と今後の展望についてです。介護保険制度を持続可能にするために、情報通信技術や介護ロボットの活用が推奨されております。しかし、購入、導入には多額の費用が見込まれております。補助制度の活用について、各事業所との情報共有はできているのかお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

介護人材の不足が顕著な状況にある中で、情報通信技術や介護ロボットの活用は、業務改善、業務効率化に資する有用な手だてであると考えております。

町では、国や県の補助制度の周知のほか、岩手県等が実施しているセミナーや展示会の案内も各事業所にお知らせし、情報共有に努めております。

副議長 高橋宏君。

8番 これも事業所歩いたときに、様々事業所によっては違うのですけれども、導入コストが高いというのもあるのですけれども、現場のニーズになかなか合わないというような話もありました。

ただ、共通されているのが感知センサー、見守りということに関しては入れたいなというような話もあったのですけれども、実際そういう見守り型感知センサーというのですか、見守り型について、町として情報提供しながら導入されたというような例はあるのでしょうか。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 平成28年度に2事業所に入れた経緯はあります。現在だと、岩手県の補助金

として介護テクノロジー導入等支援事業費補助金があるので、そちらについては事業所のほうにご案内しております。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。

次に、外国人労働者についてですけれども、既に町内事業所でも雇用されております。しかし、雇用の際の費用、住宅の問題について課題があるとお伺いしています。町で支援を行っている場合、その内容について伺います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

介護事業における外国人介護人材の雇用に当たっては、給与のほかに渡航費用や監理団体への手数料など費用がかかるほか、住まいの確保に苦慮していると相談を受けております。

町では、令和3年度に西和賀町外国人材受入企業等支援事業費補助金交付要綱を制定し、町内の介護事業所を含む企業等が外国人材を新たに受け入れた場合に、就業形態等に対応するための環境整備に要する経費に対し補助を行っております。

副議長 高橋宏君。

8番 外国人労働者については、今国のほうでも様々議論されているのですけれども、私たち事業所を回ったときには、おおむね今来ている方々に非常に助かっていると、利用者の方々にも元気をもらっているし、できればもっと入れたいというような状況でした。

町からいただいている支援については助かっているというような話もあったので、これからはそういう相談には乗っていただきたいと思うのですけれども、事業所を回っている中で、外国人労働者が施設に入って仕事をさせていただいて、3年ぐらい過ぎた後にほかの事業所さんに移られたと。法的に何にも別に問題はないのですけれども、事業所のほうとしては、せっかく慣れていただいて、これか

らというときにほかのところに行かれたと。これに関しては、様々待遇とかがあるので、一概に言えない部分もあるとは思いますが、そんな経験の中から、外国の例えば大学、専門学校で教育された若い人材を、先ほど言ったように3年過ぎて出ていってもらうのは構わないけれども、大学、専門学校で教育された若い人材がその代わり毎年来てくれと。出ていく分には、こちらで教育して出ていってもらってもいいのだけれども、その代わり若い人材は毎年のように受けるような体制はできないかと、民間業者さんと相談したというような経緯の話もされました。

町として、どの程度この情報が来ているかわからないのですけれども、町のほうにも相談したというような話を聞いておりますので、こういう点についての検討はされているのかお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 事業所において、そのような相談をしているという情報は伺っておりますけれども、こちらではまだ検討に至っていないので、そのような方法も一つの案として今後検討していきたいと思っております。

副議長 高橋宏君。

8番 先ほど言ったように、外国人労働者についてはちょっと国の制度もどう変わるかという、その辺の動向も見なければいけないとは思っているのですけれども、現状、先ほど言ったように非常に助かっていると、現場では助かっているというような話でしたので、こういう制度でうまく循環していければ、来る方にとっても、また本町にとっても非常に有益ではないかなと思っておりますので、具体的な検討をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。介護サービス基盤づくりには、相談、参加支援、地域づくりの支援を行う重層的支援体制整備への取組も必要と思われるけれども、本町の検討状況を伺

います。

この重層的支援というのも私、分からなくて、いろいろ調べたのですけれども、高齢、障害、子育て、生活困窮といった分野ごとの縦割りを超えて、地域住民の複雑化、複合化した相談支援ニーズに包括的に対応する体制のこなようです。このような支援について、町の状況についてお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

重層的支援体制整備とは、様々な困り事を抱えている人や世帯に福祉や医療、住まい等の各分野で行われている支援、施策、そして地域で行われている取組等を重ね合わせて支援をしていこうというもので、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することとされております。

本町においても近年、住民の抱える悩みや不安が複雑化、複合化してきており、例えば子育てと介護を同時に担うダブルケアや、一つの家庭で障害、低所得、独り親、病気の悩みを抱えている世帯など、複数の機関が協働で支援の進め方を調整する必要が出てきております。このような複雑な相談事に対しては、属性を問わない相談支援として、関係する事業所、医療機関、民生委員などと連携して対応をしております。

しかしながら、国が示す重層的支援体制整備については、様々な事業の実施も求められており、地域資源が限られている当町としては、全ての事業の体制整備に至っていない状況です。

副議長 高橋宏君。

8番 なかなかマンパワーも必要ということで難しい部分もあると思うのですけれども、今言われたようにダブルケアの方々に対しては、今までと同じような考え方ではない体制が必要だと思います。

現時点で民生委員とか様々な体制取っているようではございますけれども、生活困窮者とか様々な場合あると思うのですけれども、そういう方々の中には、「窓口があるから来てください」と言っても、いろんな事情で窓口まですら行かないという方もあるかというふうに思うのですけれども、そういう窓口ありますよということだけではなくて、こういう地域ですので、支援が必要な世帯ではないかなというように世帯に対してこちらから出向くアプローチというような、そういうことも検討なり実行はされているのでしょうか。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

そのような方々につきましては、いろんな情報得たところで、保健師や、生保や障害の担当者、また包括支援センターの方々が担当した人を訪問して携わるといった動きをしているところです。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。なかなか難しい問題ですけれども、国でも重層的支援という言葉が出てきていますし、町の総合計画にもありました。これからいろいろ体制を整えていくと思うのですけれども、今言いましたような相談、こちらから窓口ありますよではなくて、こちらから出向いていくような体制も併せて取っていただきたいと思います。

最後の質問になります。全国的な課題として、要介護認定者の減少があると思います。

そんな中でも本町は、他市町村の施設へ入所されている方もいらっしゃいます。これは、本町の介護サービスに起因するものではなくて、様々な事情があるということで理解していいのでしょうか。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

本町でも高齢者の人口減少に伴い、要介護、要支援認定者の減少が見られてきております。

令和7年4月1日現在の在宅の施設入所待機者は、以前に比べると少なくともはなっているものの、19人いることから、施設入所が必要なタイミングに空きがなく、他市町村の施設に入所したケースもあると推測されます。また、介護者の事情により、他市町村の施設を希望する場合や入院している医療機関から隣接する介護施設に入所する場合など、個々の事情によるケースも把握しております。

副議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。本町は、介護保険料が県内でも一番、全国的にも非常に高い地域でありますけれども、町民はある程度理解はしていると思っておりますけれども、いわゆる今言ったように支援、要介護受ける方々も少なくなっていく中で、事業所も困っておりますし、その辺の情報共有しながら、介護保険料は高いのだけれども、充実した介護保険制度があるという町を目指して、これからも関係機関の皆様がご努力されていくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

副議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結します。

ここで11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 議席番号2番、真嶋実です。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、第2次西和賀町農業農村振興プラン見直し状況と第3次西和賀町総合計画への反映についてお伺いします。

第2次西和賀町農業農村振興プランの見直しは、令和5年3月定例会での町長施政方針演述において農業振興の1番目に掲げられ、

令和7年、昨年3月の定例議会における私の一般質問に対し、国の農政の方針変更を踏まえ、1年繰り延べ、令和7年度内に新たな3か年のプランを作成するとの答弁を受けています。また、令和7年度は、第3次西和賀町総合計画の策定作業が進められてきましたが、同振興プランは第3次西和賀町総合計画にどのように反映されているか、検討経緯を伺います。

まず、(1)番、同振興プランの策定や見直しには、西和賀町農政推進協議会が大きな役割を担っていると考えます。2月に開催されたようですが、令和7年度における同振興プランの見直し経過とその結果、また見直し後の実行計画の実施状況を伺います。

副議長 町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。お答えをさせていただきます。

ご質問の第2次西和賀町農業農村振興プランは、西和賀町総合計画の農業分野における実行プランに位置づけられ、平成30年6月に策定し、10年後の町の農業、農村の将来像を目指した上で、将来像の実現に向けた取組について、おおむね3年ごとに見直しているものでございます。

令和7年3月定例会一般質問において、国の農政の方針変更を踏まえ、見直しを1年繰延べし、令和7年度中の作成としたい旨の答弁をさせていただきました。しかし、その後の国の農政の方向性について、水張り問題、または米の増産の方針から市場に動向を委ねるとした方針転換等もあり、いまだ令和9年度以降の具体的な方針が見えてこない状況にあります。

今後、令和8年度中に制度の中身が示されるとの情報もあり、これに沿った形での農業

農村振興プランの見直しをしていくこととし、令和8年度中の見直しを目指したいと考えております。現状では、第2次西和賀町農業農村振興プラン（第2期）の取組方針を継続して事業を進めております。

また、第3次西和賀町総合計画が今年度策定となることから、新たなまちづくりの指針となる計画の実現に向けて、こちらとの整合性を図りながら、農業農村振興プランの見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 第3次西和賀町総合計画の策定作業においては、第2次西和賀町農業農村振興プランについてどのような検証、分析を行いましたか。

また、総合計画策定作業において、西和賀町農政推進協議会の考えは反映されるかと考えていますか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、第2次西和賀町農業農村振興プランについては令和8年度中の策定としたいと考えておりますので、今年度策定した第3次西和賀町総合計画での方針を踏まえつつ、第3次西和賀町農業農村振興プランの策定を行いたいと考えております。

また、第3次西和賀町総合計画における西和賀町農政推進協議会の考えの反映につきましては、令和6年度に同協議会が開催された際の委員の方々の意見等を踏まえた計画としていることと、今回実施されました第3次西和賀町総合計画についてのパブリックコメントの期間中に、西和賀町農政推進協議会、それから西和賀町林政推進協議会の委員各位宛てに計画書を送付させていただき、意見を求めたものでございます。あわせて、西和賀町基本構想審議会において委員より出された意

見についても、同計画に反映するべきと判断し、修正を加えておるところでございます。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 (1)、(2)の質問を通して1つ確認ですけれども、農業農村振興プランは、第2期という形をもって3か年の空白を埋めたという考えでよろしいのか伺います。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、空白期間については、第2期の振興プランの考え方をそのまま、考え方に沿って事業を進めてまいったということになっております。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 ごめんなさい、もう一度確認。もともとあるのは第2次ですね。その第2次の2期ではなくて、今言ったのは単なる2次プランの継続ということですか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

第2次の2期のプランに沿って事業を進めてまいったということでございます。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 形態的には一応プランが継続する形を取ったということのようではございますけれども、結果としては、私としては第2次西和賀町農業農村振興プランの見直しが2年間先延ばしされてしまったということだと思います。国の農政の混乱が続いているということは、昨年3月の議会議論でも同様の話し合いをしております、そのとおりにかと思えますし、理解はできます。

しかし、町の農業、農村をめぐる情勢は待ったなしであり、個別の課題については、昨日の刈田敏議員の一般質問で議論されたような内容で、国の施策方針が不透明であっても、

西和賀町の農業農村振興課題は、第3次西和賀町総合計画の策定に伴って明らかになっていると考えます。

改めて、今後の第2次西和賀町農業農村振興プランの見直しの工程について具体的な考えをお示しください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、本来であれば策定されているものが策定されていないというのは、現実としてあると思っておりました。

先ほど来答弁しているとおおり、国の政策、農政のほうの方向性というのがちょっと不透明なところもあって、それを理由にと言えは語弊ありますけれども、そういったこともあって先延ばしをさせていただいているということですので、いずれ今回の総合計画、そして今の現状、そして議員おっしゃるとおり今の農政の状況、町内の農政の状況を踏まえながら、令和8年度に策定をさせていただきたいと考えております。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 その中でも特に協議会については開催が先月、2月ということで、この見直しを前提としている中であれば、本来的にはもっと早い時期、6月なり7月なりに実行すべきものではなかったのかなと考えます。

また、1回しか行われていない、特に重要な総合計画の策定の期間中に開催されていないということは、国の農政以前に町の農政をどのように持っていくかという基本的な考え方として、大きな問題があったのではないかなと思いますけれども、町の考え方をお示しください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、総合計画の件もあって、本来であれば、令和7年度の早いうち

に開催をしているべきだったと私も思いますけれども、いろいろ事情がありまして、なかなか開催することができませんでしたので、今後、先ほど来お話ししている農業農村振興プランの変更のこともありますし、あと国の農政のほうの関係も6月以降出てくるというふうな話もありますので、そういったものを踏まえながら、早い時期に開催をして、振興プランと、それから振興プランの作成につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

副議長 真嶋実君。

2番 まず、今もうこの段階になっていますから、過去に遡ってということはこれ以上はしませんけれども、次年度に向けて、当然西和賀町農政推進協議会の開催の計画が立てられていると思います。

当初予算の中でどの程度の予算が措置されているかは、この場では議論しませんが、その上でプランの見直し、改めて2年を経過したところでの新年度早い時期での検討と実施が求められますけれども、協議会の開催も速やかかつ回数的にも十分な協議が必要と思われれますけれども、その点について年度当初予算に制限されることなく、ある意味では補正も視野に入れながら、協議会の開催についてどのような考え方を持っているかお伺いします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

協議会の開催回数については、まだちょっと当初予算が通っておりませんので、回数とか金額についてはちょっとこの場では差し控えさせていただきますが、例年どおりの形でまず要求をさせていただいているというような状況でございます。

議員おっしゃるとおり、諸計画に係るような場合については、例えば2回開催するとしても、必要に応じて提案させていただく

こともあり得るとは考えておりますので、よろしく申し上げます。

副議長 真嶋実君。

2番 遅れることのない協議会開催を求めながら、(3)番に移ります。

第3次西和賀町総合計画では、第1の重点戦略に複合拠点施設(道の駅)が掲げられています。旧来型の道の駅にとどまらず、地元商業施設との連携が戦略の目玉となっていますが、一方で道の駅ということを考えてときに、町内の観光、また第1次産業、物産の機能を発揮することが道の駅の本来的役割と考えます。

複合拠点施設は、6次産業拠点として、小さな農家が魅力的な農産物や加工品を地場で販売する仕組みとして、同振興プランの見直し並びに総合計画策定においてどのように位置づけると考えているのかお聞かせください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

複合拠点施設における町内の農産物や加工品を販売する仕組みについて、同振興プランの見直し並びに総合計画における位置づけについてですが、議員ご質問のとおり、町内産の農産物の販売に係る取組については、当然その検討がされるべきものと言えます。

今回の第3次西和賀町総合計画には、町内の農林事業者や加工業者と連携した取組について基本目標の中にも位置づけており、今後の複合拠点施設整備を進める上で重要な検討項目であると考えております。また、農業農村振興プランについても、このことを踏まえ、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 新しい複合拠点施設建設に当たって、これまでの6次産業におけるマルシェなどの取組を成果と課題をしっかりと整理しながら、既存の錦秋湖道の駅、それから町内にある幾

つかの産直施設、そして現在計画が進められている北部拠点施設との連携をしっかりと行いながら、新たな価値の創造への取組が求められていると考えます。

これに当たって、複合拠点施設については、これまでの議会でのやり取りも踏まえると、単なる道の駅の移転ということから大きく重点戦略になることで方針が変わっていることを踏まえて、どうも今までの6次産業の検討というものの継続性がちょっとおろそかになっているのではないかなという印象を持っておりましてけれども、その点も踏まえて町の考えをお知らせください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

町では、産業間連携推進会議において、当初の拠点施設整備について町に対して提言をしていただいております。その内容は、一般的に言われる産直施設としての機能と併せて、既存の町内における産直施設との連携や町内の農畜産物のブランド化による販売戦略、西和賀町独自の歴史や文化を取り入れ発信する機能に加え、さらには子育て世代が集う空間や防災機能も併せた施設となる内容となっております。

しかしながら、そのことを実現する上での運営に伴う人的リスクや、現状で対応が難しい状況についても触れられており、拠点施設整備において大いに参考になる提言となっております。

この提言を踏まえ、無理のない実現可能な範囲での拠点施設整備に向けた同振興プランの見直し並びに総合計画策定となっていくことと考えられております。

以上でございます。

副議長 真嶋実君。

2番 継続的な検討を確認させていただいたところで、大きな2番目、複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託事業の進捗

状況についてお伺いします。

さきの1問目においては、複合拠点施設整備について、農業農村振興と6次産業化の視点からも一部質問させていただきました。続いて、複合拠点施設整備について、その基本構想・基本計画策定業務委託事業の進捗状況について伺います。

基本構想・基本計画策定業務委託事業は、令和7年3月に令和6年度の補正予算で採択され、令和7年度に繰越事業が進められています。令和7年12月第17回定例議会でも一般質問で取り上げさせていただきましたが、基本構想・基本計画策定業務委託事業の進捗状況について遅れが懸念される事案が含まれていたことから、改めてこの年度末に向けて事業の進捗状況をお伺いいたします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 複合拠点施設につきましてお答えいたします。

複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務に係る進捗状況につきましては、12月の定例会の際に、基本構想を取りまとめ中と答弁を申し上げましたが、その後基本計画の策定の着手に当たりまして、建設候補地における土地利用の諸条件に関し、さらに詳細な検討が必要と判断したところです。

議員からご懸念のありましたスケジュールの厳しさが現実となった形ではございますが、現在はこれらの課題整理に一旦めどをつけて、基本構想の素案について最終的な精査を行っている段階です。

副議長 真嶋実君。

2番 ちょっと懸念されたことが実際の問題となって、その遅れが出ているということですので、12月の時点で基本構想は取りまとめ中、パブリックコメントの時期についてはこれから適当な時期を検討してまいりたいということでしたが、今基本構想も最終段階にあるということですが、さらにこの後のパブリ

ックコメントについて、現在の計画予定、進捗状況をお伺いいたします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 パブリックコメントについてお答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、3月9日からの実施をめぐり準備を進めており、期間は2週間程度を予定しております。ホームページ等を通じて広く町民の皆様からご意見をいただきまして、それらを反映させていきたいと考えております。3月末までには基本構想を成案化する予定で進めております。

副議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。もう、すぐ目の前から行われるということでございますので、丁寧な作業が必要かと念じます。

(2)番、複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託事業は繰越事業であるので、今年度末には業務完了することとなっているとの12月の答弁でしたが、予定どおりというのは、先ほどの答弁をもってしても難しいかと思えます。

その上で、12月の段階で繰越事業で年度内完了を前提として断言されたのはなぜかということ、それから基本構想に限って年度内完了するという判断を早い段階で行っていれば、その後のパブリックコメントや町民へのヒアリングなど、計画に対する町民の声を反映していく仕組みづくりを準備する余裕ができたのではないかなと考えますが、今後計画づくりにパブリックコメント以外のことも踏まえてどのような町民の声を取り入れていこうとしているのか、考えをお伺いいたします。

もう一点、まとめて聞かせていただきます。事業の一部を令和8年度に繰り越すに当たって生じる必要な手続というものはないのでしょうか。12月の答弁であるように断言されたということについて、何か手続上で本年度内にこの事業を完了しなければならないという

必要があったのではないかなと想像するところもありますけれども、その手続がどうなっているか、また令和7年度末となる本定例議会において必要な手続はなかったかどうか確認させていただきます。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、12月の定例会におきましては、令和6年度から令和7年度への繰越事業ということもありまして、まず今年度末まで、年度内には委託業務の完了を目指しておりましたので、その時点では業務を進めているということで、完了をするということで、そこで答弁をしたというところになります。

そして、先ほども答弁したとおり、なかなか基本計画の策定に当たりまして、建設候補地における土地の諸条件に関してさらに検討が必要だということになりましたので、委託業務内容をまず変更させていただき、今年度の委託業務を基本構想の策定、またその基本構想に係るパブリックコメントの実施までとして、委託業者と協議をしております。

基本計画の策定につきましては、具体的な施設の配置や、それから事業のスキームなどを定めるものでありますので、その前提として建設候補地における土地利用の諸条件の調整が不可欠であることから、調整のめどがついた段階で改めて令和8年度の補正予算などで措置をお願いして、策定の準備を進めてまいる所存です。

そして、本3月議会での何か手続が必要ではなかったかというご質問に対しましては、令和7年度の事業ではないことから、繰越明許等の手続は不要になっておりまして、一応令和6年度から7年度の繰越事業につきましては、事業が結局途中で契約変更という形をして、終了という形になります。

副議長 真嶋実君。

2番 ちょっとまだ分かり切れない、理解し

切れないところもありますけれども、基本的に受託事業者との契約変更はするということになるということでしょうか。

もう一つは、それに伴って、町からの支払いの金額等々の変更の処理も適正に行われるということでしょうか。確認します。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

委託業者につきましては、今変更協議をしている段階でありまして、当初に契約をしていた金額から今実際基本構想の策定までのところの積算をしていただきまして、そちらについて契約変更……業務内容と、それから契約金額の変更をする予定となっております。

副議長 真嶋実君。

2番 本議会の補正予算等には、そういう反映は見当たらなかったように思いますが、決算の時点での変更があり得るということか、またトータル、総額としての事業受託者への支払いについては変更がない考えなのかということをもう一点確認させてください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、令和7年度への繰越しした分につきましては契約変更しますので、金額は減額をした金額で業者のほうに支払いをいたします。

そして、事業に残額が生じた際には3月の専決を実際するのですが、今回は繰越事業なので、3月専決という処理にもならず、不用額という形で残額が残ります。そして、9月の決算の際には、繰越明許費の支出した額につきまして、決算書のほうに金額が最終的に掲載になるという形になります。

そして、令和8年度の補正予算につきましては、再度今度は基本計画に係る積算をしまして、またいろいろと令和7年度で契約をしたときからまた新たに社会情勢変わっていると、また単価のほうも若干変更があり得るのではないかなと想定されますので、残予算が

そのまま継続して8年度に当初予算というのはイコールではない可能性があるなど、今の段階では思っているところ……

(補正予算の声)

企画財政課長 すみません、補正予算はそう思っているところです。

副議長 真嶋実君。

2番 おおよそ流れとしては見えたように思いますが、手続的に不備のないような実行をまた後日確認させていただきたいなと思いつつながら、まずこの質問を終えます。

続いて、大きな3番になります。本町の社会福祉行政における重層的支援体制整備の取組について。社会福祉に対する期待、要望が多様化する中で、様々な相談に係る事業を一体的に受け止め、対応する重層的支援体制の整備が課題となっています。

第5期西和賀町地域福祉計画では、第4章、計画の取組の基本目標1、利用しやすい福祉サービスの仕組みをつくろうの中で重層的支援の重要性が取り上げられています。さらに、本定例議会に上程される第3次西和賀町総合計画の案の中でも、第2章、領域別計画、第3節、健康・福祉の基本施策、(2)、地域包括ケア体制の深化の具体施策の②として重層的支援体制の推進が明記されています。

ついては、本町の社会福祉行政における重層的支援体制整備の現状と課題、今後の取組方針について伺いますということで用意しておりますが、先ほどの高橋宏議員の一般質問における回答で、(1)、(2)については、ほぼお答えいただいているかなと思います。ちょっと私の理解不足のところもあり、既にお答えいただいている点もあるかもしれませんが、(3)から質問を始めさせていただきます。

今後第3次西和賀町総合計画に取り組むに当たって、重層的支援体制の推進の具体策に対する考えを伺います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

国が求めている重層的支援体制を全て推進するには、現時点では地域の人材や資源に限界がありますので、できることから体制を整えて取り組んでいるところです。

基本的な考え方としましては、これまで実施してきた取組を継続しつつ、新たに建設される(仮称)西和賀町保健センターを拠点としながら、複合化や複雑化した支援ニーズに合わせて、関係部署、関係機関等が分野を超えて協働し、包括的な連携体制を強化していきたいと考えております。

副議長 真嶋実君。

2番 では続いて、(4)番に移ります。

重層的支援体制の推進において、特に障害者の自立支援に向けて、障害者の高齢化が差し迫った課題となっていると考えますが、西和賀町における現状と対策の内容をお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀町における現状と対策の内容についてお答えいたします。

障害福祉サービスを利用されている方が高齢により介護保険利用対象者になった際には、障害福祉サービスのうち、身体介護や家事援助等の居宅介護や短期入所を利用している場合は、介護保険のサービスが原則優先となります。

そのような場合には、障害者相談支援員と介護支援専門員が連携して、個々のニーズに応じたサービスの調整を行い、支援を行っております。

障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する場合は、障害の特性により移行に時間を有する場合もあることから、手厚い対応をしていただいていると認識しています。

副議長 真嶋実君。

2番 町の施策としても、国の制度上の基に

なる予算が移動するという事などあって、大変苦勞されているのだらうなどは思いますが、一方で制度の移行に伴って、利用者に対する利用制度の押しつけ合いにならないということが非常に大切なことなのではないかなと思います。

例えばこれまで障害者の支援施設等で取り組み、対応していたサービスについて、年齢が一定に達したということで、そこから高齢者の施策に切り替わると。ただ、予算の元の枠組みが変わるだけであればいいのですけれども、利用者にとっては、場所によっては生活の場であり、場合によっては、ある意味ではついの住みかを想定したサービスを受けているということもありますので、そういうことについての支援、現状として今混乱がないのかどうなのかお伺いいたします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

現状について、やはり個々の一人一人違いますので、限りある支援ですので、それが本人に合ったサービスかどうかというのはちょっと断言はできませんけれども、ある資源の中でまずその方が利用できるように努めていただいていると認識しております。

副議長 真嶋実君。

2番 障害者、それから高齢者について、町内のそれぞれの施設が専門的な知見を持って対応されていると思いますので、重層的ということで、町が間を取り持つこと、今後ともますます重要になってくるのではないかなと思います。新しい保健センターの計画策定なども含めて、十分に検討が必要かなと思います。

(5) 番でございます。障害者の自立支援に向け、重層的支援体制の推進に当たって、西和賀町障害者自立支援協議会の役割が重要と考えますが、同協議会の開催状況とその役割についての町の認識をお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀町障害者自立支援協議会の開催状況と役割についてお答えいたします。

同協議会は、西和賀町障害者自立支援協議会設置要綱に基づき、委員15人以内で組織し、相談支援事業の運営等に関することや障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事などについて協議していただいております。

また、協議会に専門部会を置くことができ、子ども支援部会、生活支援部会の2つの専門部会があります。

開催状況ですが、専門部会も含めて年2回程度開催しておりますが、今年度は3月の開催に向けて調整しているところです。

続いて、協議会の役割に対する町の認識についてですが、協議会の設置要綱にもあり、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たし、障害者福祉サービスの提供体制の確保と関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として重要なものと認識しております。

副議長 真嶋実君。

2番 自立支援協議会については、平成24年4月の障害者自立支援法改正により、それまで任意設置だったものが、市町村による相談支援体制整備の一環として協議の場を持つことが法律上義務づけられたと認識しております。

その上で、自立支援協議会の役割について考えるとき、計画の策定や見直しにとどまらず、個別事例への支援のあり方に関する協議、調整など、会議の開催頻度を増やしながら、きめ細やかな取組が必要ではないかと考えますが、今後の自立支援協議会の運営について見直しが必要ではないか、考えをお伺いします。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

専門部会も開くことができる規定になっていることから、そちらの部会等でケース共有やそれぞれのきめ細やかな対応ができるよう、協議ができるようにしていきたいと思えます。

副議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。大きな3番の質問については終わります。

続いて、4番の教育長教育方針演述について質問したいと思いますですが……

副議長 真嶋議員、一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

真嶋実君。

2番 それでは、私の一般質問、大きな項目4番目、最後になります。

教育長の教育方針演述についてお伺いいたします。教育長による教育方針演述は、この春に巣立っていく高校生との交流のエピソードを交えるなど、一人一人の子供たちと向き合うことの大切さが伝わり、教育長の人柄のあふれる内容で、日々の取組についてまず最初に感謝申し上げます。

演述本論の冒頭で教育長は、第2次西和賀町教育振興基本計画が掲げる「未来を拓き、地域を愛する人を育てるまちづくり」への取組をもって、令和7年度の本町教育行政を振り返りました。

第2次西和賀町教育振興基本計画は、策定委員会が4回開催され、会議の最後まで各委員の声を拾いながら最終調整を行い、委員長から確認を得て、計画が策定されたと記憶しております。計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、令和8年は中間折り返し地点に当たります。

第2次西和賀町教育振興基本計画の策定と並行して、西和賀町では保育所、保育園のあり方検討、小中学校の連携による学校のあり

方検討が行われてきました。

また、昨年とはどうか、実質的には本年度の頭ということになりますか、長年にわたる町民運動としての西和賀高校魅力化の取組が大きな花を咲かせ、西和賀高校2学級化、定員増が実現しております。

そして、本定例議会には、町の最上位計画である第3次西和賀町総合計画が議案として提出されております。

こうした本町の教育環境変化を踏まえ、教育振興基本計画の中間検証、見直し、ローリングチェックを町民を交えて行う考えはありませんか。

教育方針演述ではまた、沢内地区小中一貫校設置について、検討委員会の報告に基づき町の方針を決定し、説明会や意見交換会を行ってきたことについて触れております。

幼保、小、中、高校の連携は、西和賀町における学校のあり方検討委員会報告書の中でも、新校舎建設を伴う一貫校設置にとどまらない町の教育全体に関わる課題としての取組が要望されております。

現在進められている学校統合について、直接的に影響を受けるのは沢内地区の子供たちであり、その家族、PTAであります。湯田地区のPTAや地区民にも話し合いへの参加や傍聴の機会を設ける考えはありませんか。

副議長 教育長。

教育長 今日よろしくお伺いいたします。

(1)と(2)、2つ交ぜてということになりますね。

(はいの声)

教育長 ありがとうございます。では、まず初めにですが、第2次教育振興基本計画の中間検証、見直しを町民を交えて行う考えがあるかどうかということにまず最初にお答えしたいと思います。

次年度は、広く町民の方々を公募し、関係者と計画全体の中間検証や見直しは、一応次

の理由から、設定する予定は今のところはしていないところです。

1つ目の理由としては、現在社会情勢から10年先のことを想定することが難しいことと、計画の進捗管理を確実に実行していくために、前の計画の期間が10年だったものを本計画については5年としたものであること、よってその期間区切りの中では確実に検証を行わせていただきたいということでした。

それから、2つ目として、本計画が第2次西和賀町総合計画の後期計画が始まったことを受けて作成したものであり、現在はその具現化に沿って教育施策を進めている最中であることから、本計画の全体検証は、次期計画策定時においてしっかりと行わせていただきたいものだと考えているところです。

実際に教育方針で述べさせていただきましたが、次年度は多くの新たな取組もスタートさせることとしております。特に地区それぞれにおいて、1園舎での保育のやり方、それからこども家庭センターの準備、幼児保育の再開、また小学校においては地域や学校が進める中、小中一貫の教育の具現化や教育留学の検討、西和賀高校では生徒増に伴う新たな学習や生活の支援などを対応していきますし、また生涯学習関係においては、学校運営協議会と教育振興との協働についてちょっと検討してまいりたいと思っていましたし、総合型地域スポーツクラブのスタートアップ事業支援もしたいと考えています。

また、それに関わって、今体育協会という名前になっていますが、やがてスポーツ協会のほうに変更したいなと思っていますが、あとそのほかスポーツ少年団とのあり方の整理、検討も行いますし、それから文化事業ではコロナ感染拡大後、軌道に乗り始めた各種公演や若い方々の企画、関係人口創出や人材育成など、第2次教育振興計画にも掲げた活動の実現に向けて、今まさに取り組んでいる最中

であります。

これらの取組にしっかりと時間をいただきたくて、推進したいと考えておりましたので、まず今年度につきましては、町民の方を公募しながらということは今のところ考えていないということです。

ただ、計画の進捗状況の管理というのも大切なこととは認識しております。本計画の期間中の検証の改善については、第2次総合計画と、それから第3次総合計画による成果指標も意識しながら、本計画に関わる教育委員会会議を毎月行っておりますし、また社会教育委員会会議、そのほか関わる各協議会や運営委員会の中でPDCAサイクルに基づく進捗管理をしっかり行い、タイムラグを可能な限り短くして、活動の改善や方向の見直しを行っていきたいなと考えているところです。

続きまして、2つ目のことですが、現在進めている沢内地区の学校統合に係る話し合い等の場に、湯田地区の方々の参加や傍聴の機会が持てないかについてお答えしたいと思います。

この質問に対する結論を先に話させていただくと、参加していただくことはとても大切なことであり、大事なことだと考えております。

令和7年度の秋の説明会の開催を記したチラシは、沢内地区のみ配付としてしまいましたが、ひかり放送やホームページ及びSNSを活用したお知らせは、全町に呼びかけております。実際に湯田地区の方々も参加されています。今後も、関わるお知らせにつきましては全町民の方々へお伝えし、関心を持っていただき、参加していただきたいと考えているところになります。

以上になります。

副議長 真嶋実君。

2番 丁寧な答弁をありがとうございました。まず、教育基本計画についての見直しにつ

いてですけれども、数多くの大きな事業を抱えている教育委員会事情を察するところではあります。

ただ一方で、過去の点を振り返ると、西和賀町教育振興基本計画については、第1次から第2次の移行に際して、ちょっと経緯、事情を正確にはつかんでおりませんが、1年間のブランクが発生してしまった経緯があると認識しております。1次は10か年、今2次は5か年ということですから、また次の計画をつくるに当たってブランクが生じないようにしていくことは、もうこの3年目において十分考えていかなければならないのではないかなと考えます。

ついでには、教育長が言うように改めての委員会を組織するなど、大がかりなことに取り組むというのは難しいかもしれませんが、先ほど話があった教育委員会等と既存の組織に加えて、例えば第2次の計画を策定に当たった委員さんとか、その他町民の中でいろいろな文化事業、教育事業に関わる人たちにヒアリングを行うなり、アンケートを行うなりしながら、当局側で行っているローリング、見直しの内容について、やはりキャッチボールが必要ではないかなと考えますので、そういうことについて検討できないかどうかお伺いいたします。

続いて、沢内の学校統合に関して、地区外の町民への参加ということについて、町としては既にある程度受け入れる態勢だということですが、やはり現状としては、地区外の町民はちょっと遠慮をしてしまうような状況にあるのではないかなと思いますので、さらなる呼びかけなり、あるいは湯田地区の関係するPTAとか教育関係者に対する組織的な呼びかけも含めて、積極的に町全体として沢内の新しい学校づくりに向き合っていけるような対応が必要ではないかなと思いますので、その点について考えをお伺いいたします。

副議長 教育長。

教育長 まず初めに、進捗状況のローリングというか、今まで委員として一緒に作成された方々の意見とか、また聞くのはどうかというお話です。

それにつきましては、議員さんもそのとおりなのですけれども、教育振興運動であり、また学校の協議会のほうにも参加されております。その中で、私たちも作成に関わっては、第2次の西和賀町総合計画の中の参考資料として、令和7年度末の目標数値も掲げております。それらも提示しながら、まず可能な限りそういうところで何とか皆さんのお話をお聞きしたいと思っておりますし、ここであえてこれをやるとちょっとまだ言いかねるところがありますので、そこは場合とか、または会議に参加されない方が非常に多い場合につきましてはちょっと検討させていただくかなというふうなところで、曖昧となりますが、まず意識して取り組ませていただきたいなということでご容赦願いたいなと思っております。

それから、呼びかけにつきましては、この後もいろいろな形で質問がありますけれども、先日白川郷学園のほうの義務教育学校についての視察に行っていました。そのときに関わっても、該当する沢内小中学校の先生のみならず、湯田小、湯田中の先生にも一緒に同行していただきまして、見ていただきました。

今年度4月にですが、2つの小学校につきましては、西和賀の教育ということで、総会につきましては自ら進んで参加させていただきまして、西和賀の教育についてとか説明させていただいたところですので、今後も機会あるたびにそういうPTA活動、特に若い方々よく集まったり、今教育真ただ中で希望に燃えていたり、また悩みを持っているご家庭の方々が実際目の前にいる場面において、西

和賀の教育については語っていきたいと思いますので、そういう形で全町民の方々にこれからも西和賀の目指す教育というのはこういう方向だよということを伝えていきたいと思っておりますので、どうかその辺りのところご理解いただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

副議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。本当に教育委員会、今抱える課題がたくさんありまして、そういう意味では教職員のみならず委員会全体の働き方改革が大きな課題になっていることも承知しております。

現状としては、なかなか町民の声を受け止めるということ自体の仕事も非常に大変な作業になっているかと思いますが、町民の声を聞くことで最終的には職員の仕事が減るような形というのが大事ではないかなと思ながら、教育長の今の答弁を聞いた上で、本日の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

副議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結します。

ここで1時20分まで休憩します。

午後 1時15分 休 憩

午後 1時20分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、登壇順4番、中村ひとみ君の質問を許します。

中村ひとみ君。

4番 4番、中村ひとみです。本日最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

私が通告しました質問は、熊対策関連が主になります。あとは、図書室のあり方についての2点について伺ってまいります。

では、最初の質問ですが、熊対策についてです。熊は、本来臆病な動物で、奥山にすみ、

山の神の化身とも呼ばれ、山の生物多様性に深く関わっています。そのように出会うことが珍しかったはずの神秘的な熊ですけれども、昨年の世相を表す漢字が「熊」と発表されるように、都心部にまで出没して、過去最多の出没数と人身被害が発生しています。よって、私たちの生活や経済活動にも深刻な影響を及ぼしている状況で、本当に事態は一変しています。

岩手県は人と熊のパワーバランスが逆転していると動物研究の専門家が警鐘を鳴らしています。岩手県の過去の10年間の熊出没のデータによりますと、令和5年の大凶作を機に、これまでの倍となる5,877件、そして去年は9,270件と、1年置きに隔年で倍増しています。

山の豊作や凶作は、繰り返し発生していますけれども、ここ数年で出没数が増大している原因について諸説言われています。自然環境の変化や中山間地域の過疎化、農林業の衰退、やぶ化した土地の増加など、山林と人間の生活圏が地続きとなることで、熊が人の生活圏に侵入しやすくなったことなどが挙げられます。

とはいえ、排除に重きを置くことは、自然摂理の観点から根本的な解決にはならないと私は考えます。適正な個体管理と、熊の侵入経路を遮断する人と熊のすみ分けとなる環境整備の取組を継続していくことがとても重要と考えます。

そこで、最初の質問ですけれども、環境整備の予算化についてです。県によりますと、令和6年度、野生動物の農業被害は4億1,000万円と報じられています。出没数が過去最多となった令和7年度の被害額は、はるかに上回るものと推測されます。

野生動物の侵入を遮断する山林や移動経路となる河川敷の環境整備に関して、町の考えを伺います。

副議長 町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

令和7年度の野生動物による農業被害につきましては、県等より詳しいデータがまだ出ておりませんが、本町において報告があった状況から、今までに例のない規模の被害になったものと捉えております。

野生動物の農地への侵入を防ぐ手段としては、電気柵による対策を推奨しております。また、農地への接近を心理的、物理的に抑制し、隠れ場所となるやぶや樹木を排除し、侵入を困難にする緩衝帯をつくることも以前から有効な手段とされております。町内全体において緩衝帯をつくることは物理的に不可能ですが、状況に応じて、土地所有者及び地域活動による緩衝帯の整備を実施することが必要です。また、道路や河川または公共施設等について、今後は施設管理者においての環境整備についての検討が必要になると考えております。

町としましては、新年度予算において有害鳥獣対策予算の拡充を提案させていただいており、これによる対応も取ってまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。熊、鳥獣被害となりますと窓口が農林課になりますけれども、例えば河川敷とかですと別の課になってきたりするかなど。県との連携も必要になってくると思いますし、そういった持ち場、担当の課できちんとそういった環境整備というところは予算化をして、定期的、定期的といえますか、きちんと継続して取り組んでいくということが大事になってくると思います。

あとは、町民の皆様も環境整備に関しては

意識を持っていただいて、見晴らしをよくする、やぶ化した部分をなくしていくと、そういった取組、協力をしていただくことが私たちの安心、安全な生活にもつながるかと思っておりますので、ぜひともご協力いただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。ドローンによる熊対策の導入についてです。本町の熊対策は、追い払いが主ですけれども、従来の爆音機や爆竹は、人慣れした熊に対して効果はいかなものかと思っております。他県では様々な取組を行っていて、島根県では熊の生息数の管理に、捕獲後マイクロチップを装着させ、個体数管理を行っております。また、秋田県の五城目町では、ドローンとAIを組み合わせた熊の探索やサイレンを鳴らして追い払いができる仕組みを開発中でありまして。あとは、宮城県石巻市では、ドローンで追跡し、熊の嫌がる臭いのスプレーを噴射する追い払いを導入しております。

こういったことは、人間の生活圏に行くと嫌なことが起こるという危機感を熊に学習させ、寄せつけない効果が期待されると思っております。遠隔操作は、人間にとっても安全かつ画期的な対応策であると考えてます。

本町も、所有するドローンを活用して、効果的な追い払いを検討してはいかかと思っておりますが、いかがでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

爆音機や爆竹等の動物駆逐用の煙火による対応については、対応する者の安全と、それから町内全域にわたって現在でき得る対応として実施しております。

議員ご指摘のドローンを活用した追い払いを目的とした対応については、追い払い対応者の安全の確保と熊に対する追い払い効果から考えても有効な手段であると考えられます。他の市町村等の導入に係るメリットやデメリット

ットを参考に、今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。近くですと、例えば秋田県の五城目町ですとか、実際に私も興味があって、ちょっと見てみたいという気はあるのですが、農林課のほうでそういったものを視察ですとか、そういったことを計画などはされていませんか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

いずれ令和7年度の熊の出没ということについては、今までに全く例のないような形で発生しました。今まで確かに熊の出没はあったのですが、このように農業被害が大きかったりということは、今までまずなかったものになりますので、私どももまだ手探りの状態です。

ですので、先ほど議員のほうからお話ししていただいたようなこともすごく参考になりますし、あともっともっと予算を使ってとか、いろいろな取組をしている市町村もございますので、そこを今後役場でとか、例えば猟友会とか、関係している者たちと一緒に視察なり、お話を聞くなりしていきたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 ぜひそのように前向きに取り組んでいただきたいと思います。

つい2週間ぐらい前ですか、花巻市でも熊の追い払いをしていて襲われて、けがをされたという事件が起きていますので、生き物ですので、予測不能といいますか、非常に危険を伴うことですので、できるだけドローンですとかテクノロジー、デジタルといったものを使って、安全を確保しながら取組をしていただきたいと思います。

次の質問です。次は、ハンターの育成についての質問です。狩猟免許取得者への支援の補助について伺います。

本町では、猟友会会員の高齢化と担い手不足が課題であります。狩猟免許を取得したものの、猟銃や弾薬、ガンロッカーの設置、保険料、猟友会の年会費など多くの支出が負担となり、活動まで至っていないという声が聞かれます。

担い手の育成と独り立ちには時間もかかりますので、現場での経験を積むことが必要ですけれども、本町における狩猟免許取得者への負担を考慮した支援補助がどのようになっているのか伺います。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

狩猟免許を取得し、ハンターとなって活動するには、議員ご指摘のとおり一定の費用が必要となります。

西和賀町では従来から、新たに狩猟免許を取得し、西和賀町猟友会員として有害鳥獣駆除実施隊となることを前提とした補助金制度を創設し、運用している状況でございます。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 その補助金の説明については、狩猟免許取得された方にはどのようにして伝わっていますでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

狩猟免許の取得の補助金については、広報等で周知はしておりますし、ほとんどの場合が猟友会さんを通してまず入ってくるというか、こちらにも連絡が来たり、こちらにもその人が取るのだよというようなことの情報が来ますので、そういった際に説明をさせていただいておりました。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 猟友会は、猟友会に入らないと、その情報を得られないと思うのですけれども、ということは、狩猟免許を取られたという方に直接農林課のほうからそういった情報をお伝えしているということでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 ハンターになるときの手続というのは、非常に岩手県に対しての申請とか、警察署とのやり取りとか様々あります。いっぱいあるのです。それをやっぱり個人の方、なかなか分からなくて、町に来る場合もありますし、猟友会に実際に今ハンターで入っている方に聞く場合もありますので、そういった経路で来た場合に、あとは補助制度もあるのだよといったことを説明させていただいているということで、今年度も一般というよりはちょっと企業が相手だったのですけれども、ハンターになるためにはこのような形の手続がありますよという講習会というか、を1度開催させていただいております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。ハンターは、昨年の新聞で狩猟免許を申請される方が非常に増えているという記事を読みました。狩猟免許を取られる方の思いというのはそれぞれかと思えますけれども、やはりハンターになりますと、猟銃を使ってとなりますと、猟銃だけでもないですけれども、やはり危険を伴う仕事ですし、あとは動物の命と最後まで向き合うという覚悟の要る仕事ですので、そういった内容をしっかり酌み取って、担い手として頑張っただけの方が育成されることを期待しております。

では、次は熊の餌となる堅果類の害虫被害対策について伺います。

すみません、失礼しました。その前に、1つ抜けました。報酬のあり方について伺います。

ハンターは、出動依頼があると本業の手を止め、現場に駆けつけ、長時間の任務を担う。ガソリン代に加え、弾も高額でありますけれども、自費扱いという自治体もあります。不測の事態が発生する可能性もある危険な任務です。

全国的に報酬のあり方が問われていると感じますが、本町の報酬は適正かどうか伺いたいと思います。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

本町の有害鳥獣駆除等に係る経費については、西和賀町猟友会に委託料としてお支払いし、猟友会からハンター等に報酬をお支払いしているという状況にあります。

また、有害鳥獣駆除活動に伴う経費及び活動時間は、議員ご指摘のとおり相当な負担となっており、この点については、全国的にも改善を求める声が多く上がっており、本町としても検討が必要であると考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 では、ぜひとも検討していただいて、よい内容になることを期待しております。

では次、堅果類の害虫被害の対策について伺います。冬眠前の熊にとって重要な栄養源となるドングリ、コナラやミズナラですけれども、ブナの害虫被害が近年拡大しています。

熊の餌不足は、人間にとっても深刻な事態です。ドングリの被害としては、青い実に穴を空け、産卵し、葉っぱごと枝を切るハイロチョッキリというゾウムシの一種の害虫がいます。これ実際私も見たことがあるのですけれども、虫は見たことないのですけれども、実際に青い実に穴を空けて、葉っぱのついた枝ごと落とすというのを昨年よく見ました。これは、本当に大変なことだなと。隔年で山の凶作というのにも起きますけれども、それに追加してこういったものが起きてくると、本

当に大変なことだなとちょっと危機感を感じたところでは。

それに加えて、カシナガが媒介するナラ枯れ、ナラ菌によるブナやコナラなどの広葉樹が枯れるナラ枯れの被害も全国的に増加しています。対応としては、国や県との連携が求められると思いますけれども、本町の現状と今後の取組を伺いたいと思います。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

森林病虫害の被害につきましても、全国的にも増加している状況にあり、本町でも被害木が確認されております。

町としても、ナラ枯れや松くい虫といった森林病虫害による被害木の伐倒薫蒸処理を実施しておりますが、被害木が植生している場所によっては、伐倒薫蒸処理が難しいことにより実施できない場合が多くあります。

また、国有林においても、同じく被害木の伐倒薫蒸処理を実施しておりますが、民有林の場合と同じ状況にあるやに聞いております。

森林病虫害の発生が熊の餌となるドングリ等の不作の原因にもなることから、今後も駆除活動の継続と森林資源の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 たしか昨年、民有林のアドバイザーでしたでしょうか、の方が不在だったかと思えますけれども、こういった害虫とかの検査といますか、そういったものというのは定期的に行われていけるのでしょうか。いけるのでしょうかといますか、アドバイザーがいないことで何か支障を来しているのではないかと思いますけれども、こういった形でチェックされているのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

民有林のアドバイザーの方は、恐らく県の

ほうの方ではないかなと思うのですけれども、基本的に松くい虫ですとかナラ枯れですとか、そういったものの木の被害木については、岩手県の振興局のほうで定期的に回っておりまして、そこで図面に落として、ここにあるよと、ここにある、ここにあるということの図面を市町村のほうに1年に1回持ってきていただいておりますので、それを見て、まず現場で対応可能な場所、そういったところを、そしてあとはこれ以上広がらないようにということの例えば北限であったり、南のほうの限りであったり、そういったところを見極めながら、対応できる場所を駆除して、駆除というか処理をしているというような状況でございます。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 私も、あれ、これナラ枯れかなというのに遭遇したこともあったりするのですけれども、そういうのを発見したときというのは、農林課のほうに問合せをすればよろしいのでしょうか。

副議長 農林課長。

農林課長 農林課のほうに問合せしていただければ、現場は確認しますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 森の危機という、森が病んでいますと、これは私たちの生活にも非常に影響を与えますので、特にナラ枯れは本町でも目視できるようになってきていますので、本当にもう待たなして対策をしていただきたいと思います。

では、次は図書室のあり方について伺っていきます。本町は、読書活動の推進として太田図書室、川尻図書室と風の図書室、さわうち病院内にあります図書室ですけれども、事業を展開しています。

また、町内30か所を巡回し、貸出しを行う巡回図書も実施しており、利用者数は図書室よりも増えています。

本町の図書室で本を借りる場合は、本の裏表紙の中に収められている貸出記録カードに日付と名前を手書きで記入します。

全国的に個人申請により発行される利用者カードが普及している背景には、デジタル化の利便性もあると思いますが、読書記録は個人情報であります。誰が何を読んだかという事実は、個人の思想や信条に関わり、人権としてプライバシーの保護に当たるのではないかと思います。

日本図書室協会のガイドラインによりますと、返却時に貸出記録は速やかに消去されるのが原則とありますけれども、最初の質問です。個人情報の保護の観点から、貸出記録カードの管理方法を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

副議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 貸出記録カードの管理方法の検討についてお答えします。

川尻図書室及び風の図書室においては、専任の図書室管理者を置いていないため、利用者に貸出記録カードに記入してもらう形で管理を行ってまいりました。太田図書室には専任の図書室管理人を置いていますが、管理方法の統一を図るため、川尻図書室及び風の図書室の管理方法に合わせる形で同様の管理を行ってきたところでございます。

これまで利用者から特段の意見はありませんでしたが、プライバシーを保護する観点から、改善に向けた対応方法を検討させていただきたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 ぜひとも、今時代はデジタル化に進んでいますので、できればその波に乗っていただきたいというのが私の本心です。ただ、い

ろいろと準備ですとか、蔵書も結構多いと思いますので、個人情報の保護というのは非常に重要なことですので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

デジタルを使わなくても、利用者カードの発行などもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

副議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

利用者カードは、利用者個人ごとに貸出記録を管理するために使うもので、電磁的カードや紙によるものなど形は様々あると認識しております。

いずれ他の市町村の事例を参考にしながら、貸出記録の管理方法を検討する中で、利用者カードの導入についても検討させていただきたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 よろしく申し上げます。

あとは、これは私も図書室を時々利用するのでありますが、返却日がいつだっけとなるのです。それで、大体いつも遅れて返したりとかするのでありますが、返却期限を記載した貸出票みたいなものをちょっと挟んで、利用者にお渡しするというのがサービス向上となってよいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

巡回図書におきましては、次期回収日等のお知らせも見通して、返却日が記載されている貸出票の発行を行って行りましたが、3つの図書室においては行っていませんでした。図書室の管理体制がそれぞれ異なることから、一斉に実施することは難しいですが、他の市町村の事例も参考にしながら、貸出票の発行についても検討させていただきたいと考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 たしか太田図書室は、職員さんがお二人いらっしゃるかと思えます。ですので、お二人をローテーションとかしながら、このことを言いながら川尻図書室の運営について質問続けたいと思うのですけれども、特に冬の時期は非常に寒いという声があります。

利用者への配慮として、やはり職員さんがいるということは重要ではないかなと。利用者がエアコンをつけても、順次に次の方がいらっしゃれば暖かいですけれども、消していった時間が空くとまた寒くなりますね。そういったことは、やはりちょっと問題ではないかなと思うのですが、そういったところどのようにお考えでしょうか。

副議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

令和7年の7月ですけれども、川尻図書室に暖房出力が高い寒冷地エアコンを設置したところでございます。これによって、冬期間の利用環境は大きく改善されたものと考えております。

たまたま利用者さんがいたときに、いつも職員がエアコンをつけているのですけれども、たまたま時間か何かの関係でつけていなくて、寒いところに行ってしまったのかなというふうに思われます。

以前は、ファンヒーター二、三台というところで、どんなにつけても全然暖まらなかったのですけれども、このエアコン設置によって大分環境は改善されたというふうに考えております。

以上です。

副議長 中村ひとみ君。

4番 私も福祉の何かイベントで銀河ホール行ったときにちょっと立ち寄りましたら、立派なエアコンがちゃんとついていまして、2つ。とても暖かかったのですけれども、な

でその前のファンヒーターのときなのかもしれないです。

ただ、職員さんが太田図書室のほうには2人いらっしゃるのです、うまく設置したりとか、例えば状況によってはどちらかを閉めてとか、よく分かりませんが、利便性のいい方法をちょっと検討していただきたいと思えます。

特に川尻図書室のそういった状況を考えたときに、湯本温泉プールにブックオフが入っていますけれども、あそこに相乗効果といますか、利便性も加えて、図書機能を移設するというのもいいのではないかなとちょっと思ったのです。

実際に今は、コラボショップというのが結構あります。例えば美容室と本屋さんですとか、洋服屋さんとかカフェとか、何かそういった形で、やっぱり相乗効果を生むようなサービスというのを展開しているところも多いです。ブックオフさんと一緒に図書機能も置くことで、ちょっときゅっとスペース的に厳しい部分はあるかと思いますが、いろんな本があって、利用者としてはうれしいのではないかなと考えたりもしました。

事例として、2024年にオープンしました三重県木曾岬町というところで図書室内、これは図書館内ですね、これ逆パターンになりますけれども、図書館の中にふるさとブックオフの2号店がオープンして、今営業中ということで、こういった形で、逆になりますけれども、温泉プールのところにブックオフと一緒に図書室というのがあると、またさらにわくわくするのではないかなと思うのですが、可能性としてはいかがでしょうか。

副議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

川尻図書室を湯本温泉プール内に移設することにつきましては、やはり物理的なスペースが厳しいのかなというふうに考えておりま

す。仮に設置しても、玄関口を塞ぐ形となり、水泳大会運営の支障となる可能性が高いことから、難しいものと考えています。

ちなみに、川尻図書室の開架図書の数ですが、約7,000冊ございます。これをやはり移して展示となると、スペース的に厳しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

副議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。多くの方に本をたくさん読んでいただいて、知識を深めていただけたらいいかなと思います。利便性のほうを考えて、サービス向上で取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

副議長 以上で中村ひとみ君の一般質問を締結します。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日、3月5日の一般質問は2人を予定しています。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時52分 散 会